

よくある質問

質問：どんな基金なの？

答え：明石市民への後見制度の支援や普及啓発を行うための基金です。明石市社会福祉協議会が創設し、運営しています(後見基金事業)。詳しくは、リーフレットの中身をご覧ください。

質問：寄付の方法は？

答え：方法としては次の2つがあります。

- ①後見基金の下記専用口座に直接振り込んでいただく。
- ②センターの窓口で直接受付させていただく。

※ どちらの方法でも領収書が必要な場合は、発行いたします。

※ 遺贈の場合は、直接センターにお問い合わせください。

振込先専用口座

三井住友銀行 明石支店 普通 7130048

社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

あなごの想いを
あかしの未来へ

あかし後見基金

後見基金に関するお問い合わせは...

明石市社会福祉協議会
(明石市後見支援センター)



こうけん君
後見基金キャラクター



〒673-0037
兵庫県明石市貴崎1丁目5-13
明石市立総合福祉センター1F
TEL:078-924-9151
FAX:078-924-9134

- 山陽電車「林崎松江海岸駅」下車徒歩5分
- 神姫バス「貴崎1丁目」バス停下車すぐ



あなたの想いや善意を「寄付」や「遺贈」
あかしの未来にのこしませんか

という意志（かたち）で

感謝と貢献

Thanks

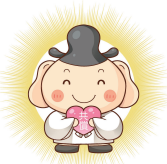
～後見基金の使い道～



想いを紡ぐ
History

後見基金の成立

後見基金は、ある市民の方からの「あかしの街で誰もが安心して後見制度を利用できますように」との想いによる遺贈（寄付）をもとに、2018年に明石市社会福祉協議会に創設されました。



共償活動は、あかしの街で後見制度や市民後見人を促進するための活動です。本人や家族、後見人、行政、地域が共に一体となって、あかしの後見制度を支えていく～その理念を実現するために、後見基金は運用されています。

きょうしゅう
共償活動

Support

共に支えあう



市民後見人
Public

市民による
市民のための活動

市民後見人は、一般市民の方が後見人になって後見制度が必要な市民の方を支えていく制度です。後見基金は、「市民による市民のための後見活動」が継続できるように、市民後見人の養成や活動のための費用などにも活用されています。



市民後見人の養成や活動の助成

市民後見人の養成や活動のための費用などに使われています。



後見制度の普及啓発

市民への後見制度の普及や広報啓発の活動などに使われています。※このリーフレットも後見基金への寄付金をもとに作成されています！



後見制度が必要な方(市民)への支援

後見制度が速やかに利用できるように、基金から後見制度の申立支援に必要な費用の貸付や支給などを行います。



リサイクル用品の提供

後見制度を利用する方の生活を支えるため、寄付で頂いたリサイクル用品を無償で提供します。

